

年金資産の運用に関する基本方針

鹿児島県病院企業年金基金

2023 年 4 月

年金資産の運用に関する基本方針

鹿児島県病院企業年金基金(以下「当基金」という)は、年金給付等積立金(以下「年金資産」という)の運用にあたり以下の基本方針を定める。当基金から年金資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、本基本方針および別途定める「年金資産の運用ガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という)の規定を遵守し年金資産の運用、管理を行うものとする。

(運用目的)

- 第 1 条 当基金は、当基金が実施する企業年金基金の規約に規定した年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保することを運用目的とする。
- 2 本基本方針における「リスク」とは、「運用収益率の不確実性」を言い、リスクの計測指標として運用収益率の「標準偏差」を用いるものとする。
- 3 運用収益の測定は時価をもって行い、計測指標としては、個別ファンドについては「時間加重収益率(厳密法)」を原則とし、資産全体については、「修正総合収益率」等、他の指標を用いることができるものとする。

(運用目標)

- 第 2 条 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率とするが、当基金の成熟度等を勘案し、具体的には2.0%を当面の目標収益率とし、これを長期的に上回るものとする。
- また、各運用受託機関においては、個別ファンド、あるいは運用資産ごとに市場収益率(以下「ベンチマーク」という)を長期的に上回ることを運用目標とする。

(政策的資産構成割合)

- 第 3 条 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合(以下「政策アセットミックス」という)を定め、これに基づいた資産構成割合を別紙の通りに定める。この政策アセットミックスは、必要に応じてALM分析等の結果を参考とし、年金制度の成熟度等も勘案し、長期的観点から策定する。
- 2 前項のALM分析とは、年金制度にとって最適なアセットミックスを検討・選択することを目的に、中長期での資産・負債の将来予測・分析を行う手法を指す。
- 3 政策アセットミックス策定に用いる運用収益率およびリスクは、三菱UFJ信託銀行株式会社が公表する中期金融変数とする。これを継続使用することで策定時以降の政策アセットミックスの妥当性検証に一貫性を持たせる。
- 4 なお、策定にあたっては、運用コンサルタント等や年金資産管理運用委員会、または金融

機関等の金融経済の専門的知識および策定実務の経験を有する者と当基金が判断する者から意見を聴取することを妨げない。

(運用コンサルタント等)

第 4 条 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策アセットミックスの策定、運用受託機関等の選任・評価等に関し、必要な場合には運用コンサルタント等の外部の機関に分析・助言を理事会での意思決定に基づき求めることができるものとする。

2 運用コンサルタント等と契約を締結する場合、当該運用コンサルタント等が運用受託機関の選任・評価等、投資助言・代理業を行う場合は、金融商品取引法上の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けているかの確認を行う。

3 また、当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無の確認、および当該運用コンサルタント等の助言内容が中立性・公平性が確保されたものであるか等の検証に努めなければならない。

(リスク管理)

第 5 条 当基金は、運用目標を達成するために策定した政策アセットミックスに則し、想定したリスクのもとで運用収益を長期的に確保するために、リスク管理に係る以下項目等に十分配慮することとする。

2 政策アセットミックスを策定する際に、投資対象を選定し、その期待収益率や収益率のリスク、また各投資対象の収益率の相関係数を考慮すること。

3 合同運用を行う場合は、投資対象とする資産の運用スタイル(ベンチマーク、投資対象、リスクコントロールの目標、リバランス等)について、当基金で想定するスタイルと合致しているかを判別すること。

4 金融商品販売法に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて運用受託機関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

(分散投資)

第 6 条 年金資産の運用にあたっては、策定した政策アセットミックスを基本とし、運用収益率とリスク等が異なる複数の運用資産に分散投資し、将来にわたる資産側および負債側の変動予測を踏まえ、負債と資産を総合的に管理しなければならない。

(集中投資)

第 7 条 当基金の年金資産全体からみて特定の運用受託機関の特定の商品に対する資産の運用委託が過度に集中しないようにしなければならない。

ただし、以下に定める合理的理由がある場合は、運用受託機関の信用リスク等に十分な注意を払った上で投資することができる。

- ① 特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品または複数の商品に投資する場合

- ② 生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等元本確保型の資産に投資する場合
- ③ ベンチマークとの連動性を目的とする商品に投資する場合
- ④ 市場急変時等のリスク回避行動の結果として特定の運用受託機関に運用委託が集中する場合

(運用受託機関の選任および評価)

第 8 条 前述の政策アセットミックスに基づき、運用資産区分ごとに運用スタイル・手法等の分散を勘案の上、年金資産管理運用委員会等での意思決定に基づき、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し運用資産等を定めた「運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、定量評価および定性評価により総合的に判断する。

また、必要に応じて運用受託機関の運用実務に携わる者に対するヒアリングなども判断材料としながら、十分に検討するものとする。

2 なお、オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任および評価は本項目に加え、後段に定めるオルタナティブ投資にかかる留意点に定める事項も十分に検討の上、行うものとする。

○定量的評価

定量評価は、時価による運用収益率とリスクを基準とし、一般的に適正と認められる方法で行う。なお、定量評価の際に提示を受ける収益率およびリスクの例としては、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されているもの等があるが、GIPSに馴染まない運用商品はその限りでない。

具体的には、各運用資産のベンチマークは次の指標とし、以下の方法により評価を行う。ただし、当基金が運用受託機関との協議の上、ベンチマークを運用ガイドラインにて提示した場合は、運用ガイドラインにて提示のベンチマークにて評価を行う。

- ① 個別ファンドごとの評価
 - ・個別ファンドごとの時価による収益率とベンチマークを比較する等により行う。
- ② 運用資産ごとの評価
 - ・特定の運用受託機関が、運用資産の中で複数の投資戦略を用いる複数のファンドに投資する場合は、運用資産ごとの時価による収益率とベンチマークを比較する等により行う。
- ③ 資産全体の評価
 - ・資産全体の時価による収益率と複合ベンチマーク等を比較する等により行うのが一般的だが、当基金では運用受託機関ごとに役割を分担させているため、本項目により各運用受託機関の評価を行うことはない。
 - ・基金資産全体の評価は、第 2 条に定める基金の目標収益率との比較をもって行う。
- ④ 運用受託機関相互の比較評価
 - ・同一の役割を複数の運用受託機関が担当している場合に限り、運用資産ごとの時価に

よる収益率およびリスク、各運用受託機関が担当している資産全体の時価による収益率およびリスクを比較する等により行う。

- ⑤ アクティブ運用においては、例えばシャープレシオやインフォメーションレシオ(超過運用収益を得るために、どのくらいリスクが取られたかを計測する指標)等の指標も参考とする。

・シャープレシオの定義は以下の通り。

シャープレシオ=(運用商品の収益率-リスクフリーレート)/(運用商品の標準偏差)

・インフォメーションレシオの定義は以下の通り。

インフォメーションレシオ=(運用商品の超過収益率)/(運用商品の超過収益率の標準偏差)

- ⑥ 評価は原則として3～5年程度の実績等に基づいて行うが、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不適当と認められる場合等は、この限りではない。

運用資産	ベンチマーク
国内債券	NOMURA－BPI(総合)
国内株式	TOPIX(配当込み)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(WGBI)(除く日本、円ベース)
外国株式	MSCI KOKUSAI(円ベース、税引前・配当込)
短期資産	コール・ローン(有担保・翌日物)
オルタナティブ資産等	別途運用受託機関と協議する。

○定性的評価

定性評価は、運用受託機関の経営理念・経営内容および社会的評価と信用力、企業年金制度に対する理解と関心等に加えて、以下の項目等を考慮した上で、総合的に判断する。

① 投資方針

- ・ 内容の明確性、合理性、一貫性など
- ・ 「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)の受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針について開示された事項
- ・ ESG(環境、社会、ガバナンス)に対する考え方

② 組織および人材

- ・ 意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・ 十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・ 人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保

③ 運用プロセス

- ・ 投資方針との整合性
- ・ 運用の再現性
- ・ 運用収益の追求方法の合理性・有効性
- ・ リスク管理指標の合理性・有効性
- ④ 事務処理体制
 - ・ 売買、決済等の事務処理の効率性および正確性
 - ・ 運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

- ⑤ リスク管理体制
 - ・ 実効性および適切性など

- ⑥ コンプライアンス
 - ・ 法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
 - ・ 過去における法令違反の有無
 - ・ 事故発生時における対応体制
 - ・ 監査の状況(内部監査、外部監査※)

※外部監査としては、会計監査・内部統制監査(SSAE16:米国保証業務基準第16号による内部統制報告、ISAE3402:国際保証業務基準による内部統制報告)・パフォーマンス測定体制の外部検証(GIPS:グローバル投資パフォーマンス基準)等が該当。

※受託する業務(生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約は除く)に係る内部統制の保証報告書(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号その他の基準にもとづく報告書をいう)等の保証業務の提供有無

(運用受託業務に関する報告の内容および方法)

第 9 条 運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて当基金とのミーティングを行うことを求める。なお、運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について開示された資料の提供を受ける。

(代議員会)

第 10 条 当基金は、代議員会に対しては、以下の事項等を正確に、かつ、わかりやすく報告するものとする。

- ① 運用の基本方針および運用ガイドライン
- ② 運用受託機関の選任状況
- ③ 運用受託機関の評価結果
- ④ 運用受託機関のリスク管理状況
- ⑤ 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等)

- ⑥ 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告
- ⑦ 基金の管理運営体制の状況
- ⑧ 理事会における議事の状況
- ⑨ 年金資産管理運用委員会における議事の状況その他情報

(加入員への周知)

第 11 条 当基金は、加入員に対しては、以下の事項等をわかりやすく工夫した上で周知するものとする

- ① 積立金の運用収益または運用損失および資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- ② 運用の基本方針の概要等
- ③ 年金資産管理運用委員会の議事の概要等
- ④ 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告
- ⑤ 分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合はその理由

(運用業務に関し遵守すべき事項)

第 12 条 資産の運用に当たって、次の事項を遵守するものとする。

○各運用資産の共通事項

- ・ 運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
- ・ 合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とすること。
- ・ 余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行うこと。
- ・ デリバティブの利用にあたっては、原則としてヘッジ取引に限定して行うものとし、投機的な取引は行わないこと。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。なお、ヘッジ目的以外でのデリバティブの利用およびレバレッジ取引等を行う場合は、事前に運用受託機関と協議すること。
- ・ セキュリティーズ・レンディングについては、事前に運用受託機関と協議すること。なおカウンターパーティーリスク等のリスク管理に十分注意を払うこと。
- ・ 有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率をかえって低くするようなことは避けること。

○国内債券

- ・ 投資対象は円貨建債券とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

○国内株式

- ・ 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株

式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

- ・ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・ 信用取引を行う場合、事前に運用受託機関と協議すること。

○外国債券

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国および通貨を選定すること。
- ・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

○外国株式

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国および通貨を選定すること。
- ・ 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

○代替投資

- ・ 上記4資産については、政策アセットミックスに基づき、それぞれ一定割合を代替投資に充てる。代替投資実施の主たる目的はリスク分散にあるが、従たる目的として分散投資の推進と集中投資排除にも資するものである。代替投資の定義は、後述のオルタナティブ投資の定義に属さない運用戦略で、各運用資産のベンチマークとは異なるベンチマークを採用するものとする。
- ・ 国内債券の代替投資には、為替フルヘッジ外国債券を含むものとする。
- ・ 外国債券、外国株式の代替投資には、為替フルヘッジ戦略を含むものとする。
- ・ 代替投資に充てるに相応しい運用商品が無い場合、一時的にベンチマークに連動することを目的とする商品に投資することがある。

○オルタナティブ投資等

- ・ ヘッジファンド、プライベートエクイティ、コモディティ、不動産（不動産ファンド含む）、貸付金、その他商品等（以下「オルタナティブ資産等」という）に関しては、そのリスク・リターン特性、流動性や適正な時価評価、組入れ比率、スキーム等を十分な調査を行った上で行うこと。
- ・ オルタナティブ資産への投資にあたっては、その目的・位置付け等を明確にした上で行うこと。また、具体的事項は以下の留意事項に基づき行うこと。

<オルタナティブ投資を行う場合の留意事項>

① 定義

オルタナティブ投資とは、内外債券および内外株式といった伝統的資産（以下「伝統的資産」という）以外への投資を対象としたもの、および現物資産の買建てといった伝

統的投資手法以外での運用戦略およびデリバティブ取引等をヘッジ目的以外で明確に収益源泉として利用する運用戦略と定義する。

② 目的

当基金は、年金資産運用における収益源泉の分散および収益機会の追求を目的に、伝統的資産とは異なる収益率とリスク、各運用資産との相関関係、流動性等のオルタナティブ資産の固有の特性を十分に理解した上で、オルタナティブ投資を行う。

③ 位置付け

当基金は、オルタナティブ資産を政策アセットミックス上の独立した資産クラスとしてオルタナティブ投資商品毎にその位置付けを決定する。

④ 投資割合

オルタナティブ投資は、政策アセットミックスで定める割合の範囲内とする。

その際、そのリターン/リスク特性を定性的のみならず、できる限り定量的に把握・分析するものとし、適切なプロセスを経て、総合的に評価した上で、他の資産と同様に、投資割合等(基準となる構成割合と乖離許容幅等)を決定するものとする。

なお、オルタナティブ1商品あたりの投資額は、分散投資の推進および集中投資の排除の観点から基金資産全体の概ね5%を上限とする。ただし、時価の変動等により一時的に超過する場合は、この限りではない。

⑤ オルタナティブ商品の選定

オルタナティブ投資における運用受託機関およびオルタナティブ商品を選定するにあたっては、本基本方針の前項までの規定内容に加え、オルタナティブ投資固有のリスクを考慮する等以下の基準も考慮のうえ選定する。

なお、当基金では当面の間、流動性確保の観点から、請求から概ね6か月以内に換金できない商品については選定対象としない。

⑥ オルタナティブ投資の留意事項

ア) オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、以下の事項に留意しなければならない。

a 当該運用受託機関の組織体制に関する事項

- ・組織の概況、意思決定プロセスの流れ
- ・コンプライアンス(法令及び運用ガイドラインの遵守状況)等の内部統制体制
- ・監査体制(内部監査、外部監査)
- ・一般に適正と認められる認証基準等の取得状況

b 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項

- ・財務状況の推移
- ・運用受託実績等の推移
- ・一般に適正と認められる格付機関等による評価状況

イ) オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略については、以下の事項を参考にしつつ、運用受託機関に対し、当該運用戦略の内容等についての説明を求め、その内容を確認するものとする。

a 共通事項

- ・当該運用戦略の収益の源泉
- ・当該運用戦略のリスク
- ・当該運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法
- ・当該運用戦略に関し情報開示を求めた場合の態勢
- ・当該運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト

b 個別運用戦略

A) 外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資を行う場合

- ・ファンド監査の有無
- ・当該運用受託機関と資産管理機関および事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係

B) 先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資を行う場合

- ・レバレッジ(先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くの収益を目指す運用手法)によるリスク

C) 証券化の手法を用いた戦略に投資を行う場合

- ・当該戦略の仕組み(原資産の特性を含む)とそれに内在するリスク

D) 異なる複数のヘッジファンド(様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド)に投資する運用戦略(ファンド・オブ・ヘッジファンズ)に投資を行う場合

- ・それぞれの運用戦略の相関関係

E) 未公開株式や不動産等に投資する場合

- ・換金条件等の流動性に関する事項

(受託者責任)

第 13 条 資産の運用に当たって、当基金ならびに各運用受託機関等は法令等に基づく厚生労働大臣の指導・勧告・助言等および規約ならびに代議員会などの議決を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、専ら加入者等の利益のため忠実に業務を遂行しなければならない。

(資産管理機関の選任)

第 14 条 資産の管理を行う資産管理機関の選任については、本基本方針第 8 条の評価基準を参考にする他、以下の留意事項も遵守するものとする。

なお、定性評価の際に資産管理機関の選任にあたっては、その受託する業務(生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約を除く)に係る内部統制の保証報告書(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第 86 号その他の基準にもとづく報告書をいう)等の保証業務の提供を受けていることを評価項目に加える。

① 資産の保全

- ・資産管理機関の選任に当たっては、資産が滅失または散逸することのないよう、当該機関の信用力や資産の管理体制について説明を求めるものとする。

② 選任の基準

ア)資産の分別管理が行われているか。

イ)資産の売買に伴う受渡し・決済が確実に行われているか。

ウ)資産の管理に第三者を用いている場合、当該第三者の選任・管理を適切に行っているか。

エ)資産の管理が保護預かりにより行われている場合、当該資産の管理状況を確認しているか。

オ)資産の管理を行う部署と運用を行う部署との間に隔壁が設けられているか。

(その他)

第 15 条 当基本方針は、当基金の状況、当基金を取巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合がある。その場合、当該変更について法令の定めるところにより加入者に意見を聴くものとする。変更内容は代議員会の承認を受けるとともに、法令の定めるところにより加入者に周知する。また、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、当基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行うこととし、基本方針について、運用受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

附則

この基本方針は、2023 年 4 月 1 日から適用する。

当制度で定める「年金資産の運用に関する基本方針」は、上記のとおりです。

なお、当該「年金資産の運用に関する基本方針」に関する加入者の皆様のご意見を募集しています。

【ご意見送付先】

〒892-0842

鹿児島市東千石町 1-38 アイムビル 8F

鹿児島県病院企業年金基金 運用執行理事あて

☎099-227-2288

info@byoin-kikin-kagoshima.jp

資産区分		中心値	許容乖離幅	備考	
国内債券	BM運用 (リバランス)	3.0%	1.0% ～ 6.0%	別途定めるリバランスルールに基づきリバランスを行う。	
国内株式		4.5%	1.0% ～ 7.0%		
外国債券		9.0%	1.0% ～ 12.0%		
外国株式		4.5%	1.0% ～ 7.0%		
短期資産		5.0%	1.0% ～ 22.0%		
小計		26.0%			
国内債券	代替投資	9.0%	4.0% ～ 14.0%	時価放置とし、年1回(期初に)必要に応じてリバランスを行う。	
国内株式		3.5%	1.0% ～ 9.0%		
外国債券		3.0%	1.0% ～ 8.0%		
外国株式		3.5%	1.0% ～ 9.0%		
小計		19.0%			
オルタナティブ		45.0%	42.0% ～ 48.0%		
生保一般勘定		10.0%	7.0% ～ 13.0%		
合計		100.0%			

資産区分	構成比
国内債券	12.0%
国内株式	8.0%
外国債券	12.0%
外国株式	8.0%
短期資産	5.0%
オルタナティブ	45.0%
新一般勘定	10.0%
合計	100.0%

政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率 ①	2.70%
標準偏差 ②	5.07%
①/②	0.53

三菱UFJ信託銀行株式会社の2022年度中期金融変数を使用。

オルタナティブについては、ヘッジファンド(ローリスク)とヘッジファンド(ハイリスク)をそれぞれ50%組入れる前提で計算している。

期待リターン・リスク	期待収益率	標準偏差	相関										
国内債券	0.15%	1.89%	1	国内債券	1.00								
国内株式	4.90%	17.11%	2	国内株式	-0.34	1.00							
外国債券	1.30%	8.75%	3	外国債券	-0.04	0.48	1.00						
外国株式	6.70%	18.91%	4	外国株式	-0.21	0.74	0.62	1.00					
ヘッジファンド(ローリスク)	3.00%	6.00%	5	ヘッジファンド(ローリスク)	0.01	0.35	0.13	0.44	1.00				
ヘッジファンド(ハイリスク)	4.00%	8.00%	6	ヘッジファンド(ハイリスク)	0.08	0.27	0.16	0.41	0.35	1.00			
新一般勘定	0.25%	0.00%	7	新一般勘定	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00		
短期資産	-0.02%	0.04%	8	短期資産	0.08	-0.21	-0.11	-0.17	-0.11	0.04	0.00	1.00	

リバランスファンド

別紙2

資産区分	中心値	許容乖離幅		中心値	許容乖離幅
国内債券	3.0%	1.0% ～ 6.0%		12%	4% ～ 23%
国内株式	4.5%	1.0% ～ 7.0%		17%	4% ～ 27%
外国債券	9.0%	1.0% ～ 12.0%		35%	4% ～ 46%
外国株式	4.5%	1.0% ～ 7.0%		17%	4% ～ 27%
短期資産	5.0%	1.0% ～ 22.0%		19%	4% ～ 84%
合計	26.0%	←(全体構成比)	➡	100%	←(ファンド内構成比)

リバランスルール(前提)

判断時期 日次

判断材料 基本方針に定める各資産のベンチマークの対前年度末比騰落率

手 法 各資産ごとにリバランスファンドの資産構成割合で調整

リバランスルール①

対前年度末比騰落率が+5%以上の場合、中心値まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。以下、+5%刻みで同様のリバランスを行う。(内外債券は+3%以上と読み替える)

リバランスルール②

2か月以内に対前年度末比騰落率が+10%以上の場合、中心値マイナス5%まで売却し、売却資金は短期資産に滞留させる。対前年度末比騰落率が0%未満となった場合中心値まで買い戻す(短期資産より振替)が、それまでの間は中心値マイナス5%を中心値とみなして、ルール①に則ったリバランスを行う。(内外債券は+6%以上及び中心値マイナス3%と読み替える)

リバランスルール③

対前年度末比騰落率が-10%以上の場合、中心値マイナス5%まで購入する。購入資金は短期資産を第一順位とするが、第二順位以下は中心値に対する上方乖離幅の大きな資産から順に充当する。(内外債券は-6%以上、中心値マイナス3%と読み替える)

リバランスルール④

対前年度末比騰落率が-15%以上の場合、中心値マイナス10%まで購入する。購入資金充当順位はルール③と同様とする。以下、騰落率-5%刻みで中心値マイナス幅も5%増やす形でのリバランスを下限値に達するまで行う。(内外債券は-9%以上及び中心値マイナス6%、騰落率-3%刻みで中心値マイナス幅も3%と読み替える)

リバランスルール⑤

年度初は、各資産とも中心値にリセットする。

リバランスルール⑥

上記(ルール①～⑤)に拘らず、突発的かつ急激な市場急落が生じた場合、運用執行理事は緊急避難措置として、各資産を下限値まで売却し、短期資産に滞留させることができる。その場合、運用執行理事は遅滞なく「年金資産管理運用委員会」の承認を得なければならない。また、運用執行理事は、当該売却時点から遅くとも5か月以内に「年金資産管理運用委員会」に対し、買戻し時期および買戻し幅(額)についての提案を行わなければならない。

以上